

# 機構が実施する高等専門学校機関別認証評価 の概要及び 3巡目における主な変更点等について

「高等専門学校機関別認証評価 実施大綱」

「高等専門学校 評価基準(機関別認証評価)」

「高等専門学校機関別認証評価 自己評価実施要項」

(平成30年度から実施する3巡目の高等専門学校機関  
別認証評価に関する説明会)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

1

## 認証評価とは：

### 学校教育法第109条で定める評価制度

#### (1) 自己点検・評価の実施とその結果公表の義務

第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、**文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備**（次項において「教育研究等」という。）の状況について**自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

2



## (2) 文部科学大臣の認証を受けた機関による評価 (認証評価) を受ける義務

第2項 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、**政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者**（以下「**認証評価機関**」という。）による**評価**（以下「**認証評価**」という。）を受けるものとする。（以下略）

## (3) 認証評価の実施方法

第4項 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、**大学評価基準**（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）**に従って行うものとする。**

3



### 認証評価とは（続き）：

- 国際化の時代の中で大学等の質保証システムの強化の必要性や、規制改革における「事前規制から事後チェックへ」との考え方を踏まえ、平成16年度にスタート。
- 大学等は**7年以内ごと**（専門職大学院は5年以内ごと）の評価実施の義務づけ（学校教育法施行令第40条）。
- 大学は評価機関を選べるが、高専は本機構のみ。
- 高専の認証評価は、平成16年度の試行の後、**平成17年度に開始し、平成23年度からの2巡目を経て、平成30年度から3巡目。**

4

# 質保証のしくみ

## ● 内部質保証

大学等が**自らの責任**で自学の諸活動について**点検・評価**を行い、その結果を基に**改革・改善**に努め、それによって**その質を自ら保証**すること。

(配付資料「教育の内部質保証システムに関するガイドライン」を参照のこと)

[http://www.niad.ac.jp/n\\_shuppan/project/\\_icsFiles/afieldfi/2017/06/08/guideline.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfi/2017/06/08/guideline.pdf)

## ● 外部質保証（公的質保証）

- 設置基準（最低限の基準による質保証）
- 設置認可（質の事前規制）
- **認証評価（質の事後確認）**

5

## 2 巡目の高等専門学校機関別認証評価の概要及びその実施・検証状況

6



## ○ 2 巡目の高専認証評価の実施プロセス

- ①対象校に対する説明会・研修会（前年度の8月）
- ②自己評価書の作成・提出(実施年度の6月末締切)
- ③書面調査（同7～9月）
- ④訪問調査（同10～11月）
- ⑤評価結果（原案）の作成（12～1月）
- ⑥評価結果報告書の通知・公表（2～3月）
- ⑦次回の評価の申請

7



## ※実施プロセスに関する補足説明

### ①対象校に対する説明会・研修会：

認証評価制度の概要、「評価基準等」、「自己評価の方法等」などに関する説明会・研修会を実施する。

### ②自己評価書の作成・提出：

対象校は、機構が定める「評価基準」（教育活動を中心として高専の教育研究活動等の総合的な状況を評価するための基準で2巡目は11基準）に含まれる基準ごとに、活動や取組の状況を分析・評価するために設定されている各「基本的な観点」について、「根拠となる資料・データ等」に基づき分析・評価した結果を、「観点到に係る状況」・「分析結果とその根拠理由」として記述する。

8

また、基準ごとに「優れた点」・「改善を要する点」を抽出するとともに、基準全体に係る「自己評価の概要」を記述する。

なお、教育活動と関連する側面のみからでは十分に把握することが難しい活動を評価するために、2巡目では「研究活動の状況」や「正規課程の学生以外に対する教育サービス」に関する選択的評価事項を設定し、認証評価とは別に、「選択的評価事項に係る評価」として、各高専の希望に応じてそれらに関連する活動等を評価している。

※ 後述するように、3巡目においては、この自己評価書の作成方法等は大きく変更される。また、評価基準等も変更される。

### ③書面調査：

機構の評価部会は、自己評価書をもとに対象校の状況を分析し、観点ごとに「書面調査による分析状況」を作成するとともに、自己評価書の内容等における不明な点や不十分な点について「訪問調査時の確認事項」をまとめる。

### ④訪問調査：

評価部会は、書面調査では確認できない事項等の調査を中心に、訪問調査を実施する。また、責任者面談において、訪問調査の1週間前までに回答された「訪問調査時の確認事項」について補足説明を受けるとともに、訪問調査結果等について説明し、学校からの意見を聴取するなどにより、対象校の状況等に関し、対象校との共通理解を図ることを目的とする。

## ⑤評価結果（原案）の作成：

評価部会は、書面調査による分析状況に訪問調査で得られた知見を加えて、評価結果（原案）を作成し、評価委員会へ提出する。

評価結果は、「認証評価結果」と「基準ごとの評価」からなり、「**認証評価結果**」はすべての基準を満たしているか否かの判断に基づく。一方、「**基準ごとの評価**」は、「**評価結果**」、「**評価結果の根拠・理由**」、「**優れた点**」、「**改善を要する点**」で構成される。

なお、「**選択的評価事項に係る評価**」の結果については、事項ごとに、**目的の達成状況に関する判断**をもとに**4段階で記述**する。また、「**基準ごとの評価**」に準じて「**評価結果の根拠・理由**」、「**優れた点**」、「**改善を要する点**」を記述する。

## ⑥評価結果報告書の通知・公表：

**評価委員会**は、**基準ごとの判断に基づき、高等専門学校評価基準を満たしているかどうか**を評価委員会において判断し、その評価結果を確定、公表する。なお、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断する場合は、その理由を明示する。

上記の評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象校に通知し、その内容等に対する**意見の申立ての機会**を設ける。その意見申立ての状況によっては、評価委員会や評価部会とは別の構成員による審査会を設けて審議し、その結果を尊重して評価結果を確定する。

※ 後述するように、3巡目においては、改善を要する点として指摘した事項について改善を促すフォローアップの仕組みがこの段階で導入される。



## ⑦次回の評価の申請：

評価を希望する高専は、**評価実施を希望する前年度の9月末までに申請**する。次回の評価は、2巡目においては、**評価実施年度から5年目以降の年度から申請**できる（7年以内に評価の実施）。

※ 後述するように、3巡目では、次回の評価の申請時期の制約が緩和される。



## ○認証評価を公平かつ効果的に実施するための大綱、要項、手引書等（5分冊）

- ①「**高等専門学校機関別認証評価実施大綱**」：評価の基本方針、評価実施の基本的な内容等を示したもの
- ②「**高等専門学校評価基準（機関別認証評価）**」：評価基準の内容及びそれに即して教育活動等の状況を分析するための観点を示したもの
- ③「**自己評価実施要項**」：対象校が実施する自己評価の具体的方法や自己評価書の作成方法等をまとめたもの
- ④「**評価実施手引書**」：機構による評価の担当者用の手引きとして策定したもの
- ⑤「**訪問調査実施要項**」：対象校が訪問調査を受ける際に準備及び対応する事項等をまとめたもの

# ○機構による高専機関別認証評価の実施状況

- ・ 1、2巡目の年度別対象校数：

1巡目	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	計
対象校数	試行	18	18	20	2	0	2	60
2巡目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計
対象校数	6	14	14	15	2	4	4	59

- ・ 評価結果：すべての高専が「高等専門学校評価基準を満たしている」となっている。

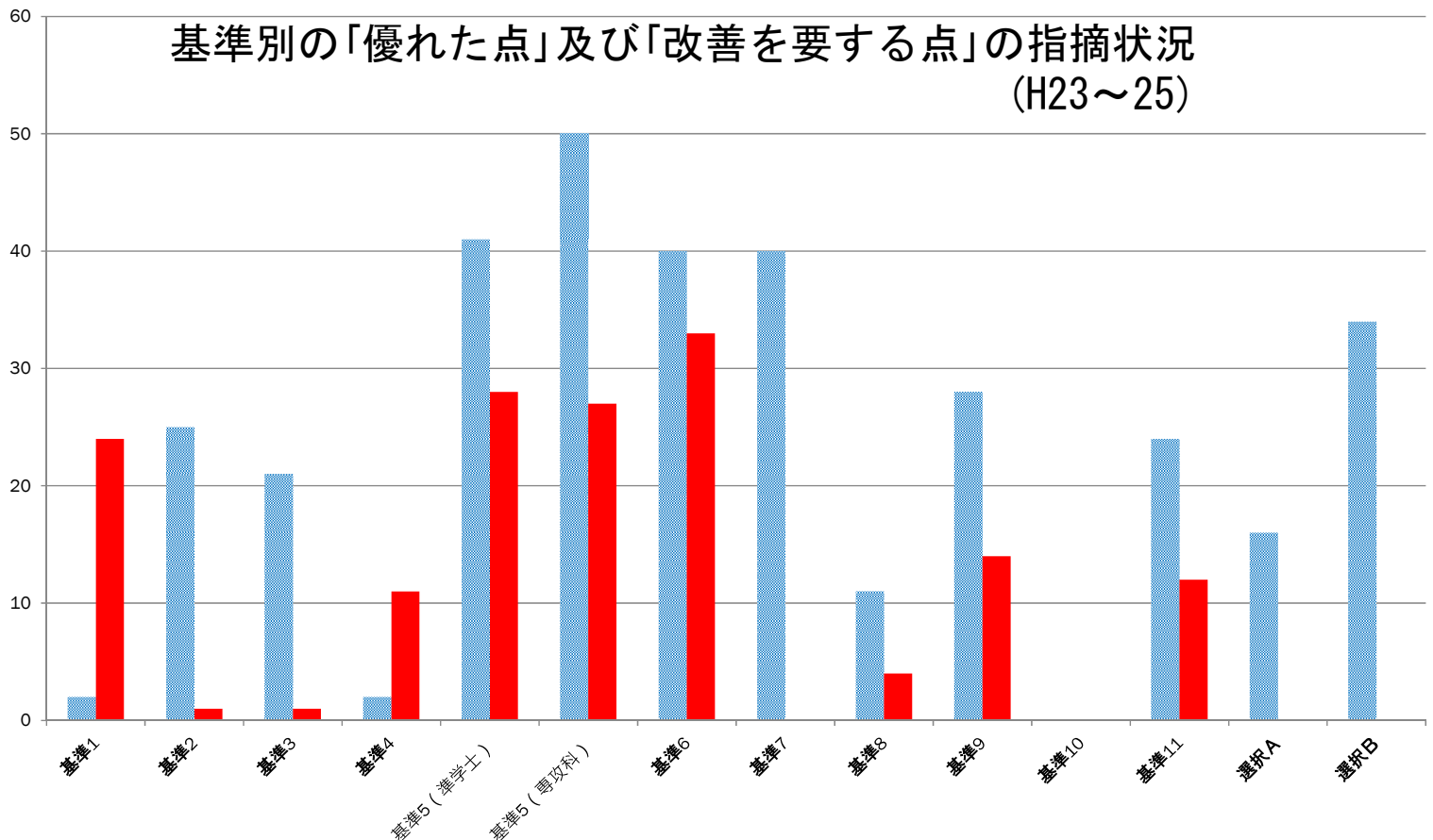
- ・ 「優れた点」、「改善を要する点」の指摘状況：

2巡目の最初の3年間(H.23~25)の結果は次図の通り

(基準1:高等専門学校の目的、基準2:教育組織(実施体制)、基準3:教員及び教育支援者等、基準4:学生の受入、基準5:教育の内容及び方法、基準6:教育の成果、基準7:学生支援等、基準8:施設・設備、基準9:教育の質の向上及び改善のためのシステム、基準10:財務、基準11:管理運営、選択A:研究活動の状況、選択B:正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況)

15

基準別の「優れた点」及び「改善を要する点」の指摘状況  
(H23~25)



■「優れた点」の指摘数 H23~H25 (34校)

■「改善を要する点」の指摘数 H23~H25 (34校)

16



# ○認証評価に関する検証結果

検証用アンケート： 対象校と機構の評価担当者に対し毎年実施

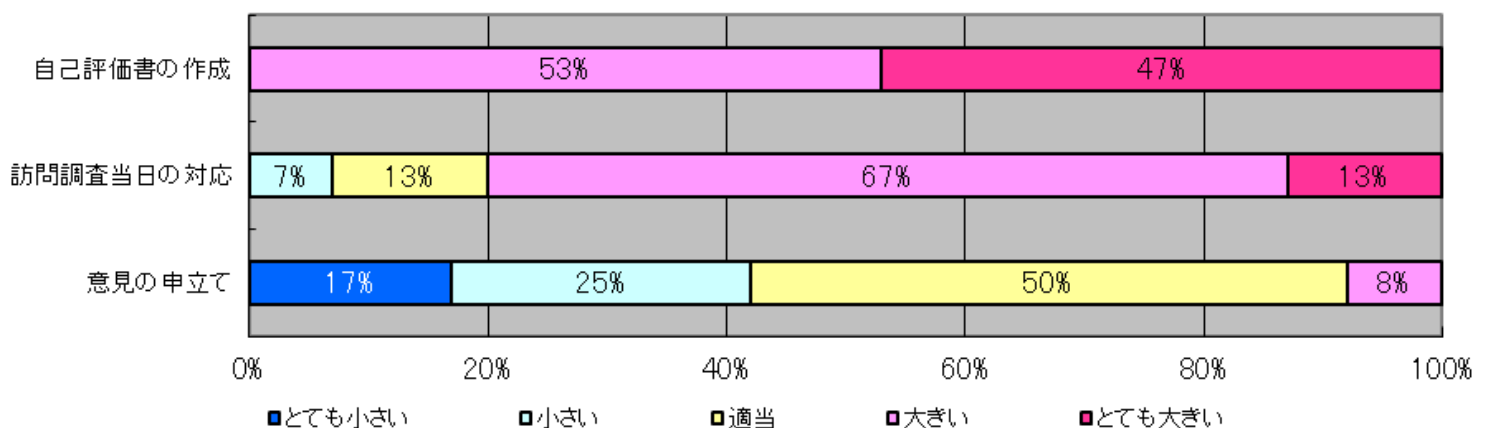
○対象校アンケートの項目（9項目、79小項目）：

1. 評価基準・観点の適切性等、
2. 評価の方法・内容の適切性等、
3. 評価の作業量、スケジュール等の適切性等、
4. 説明会・研修会等の有効性・適切性等、
5. 評価結果（評価報告書）の内容等の適切性等、
6. 評価を受けたことによる効果・影響に関する認識等、
7. 評価結果の活用状況等、
8. 評価の実施体制の概要、
9. その他

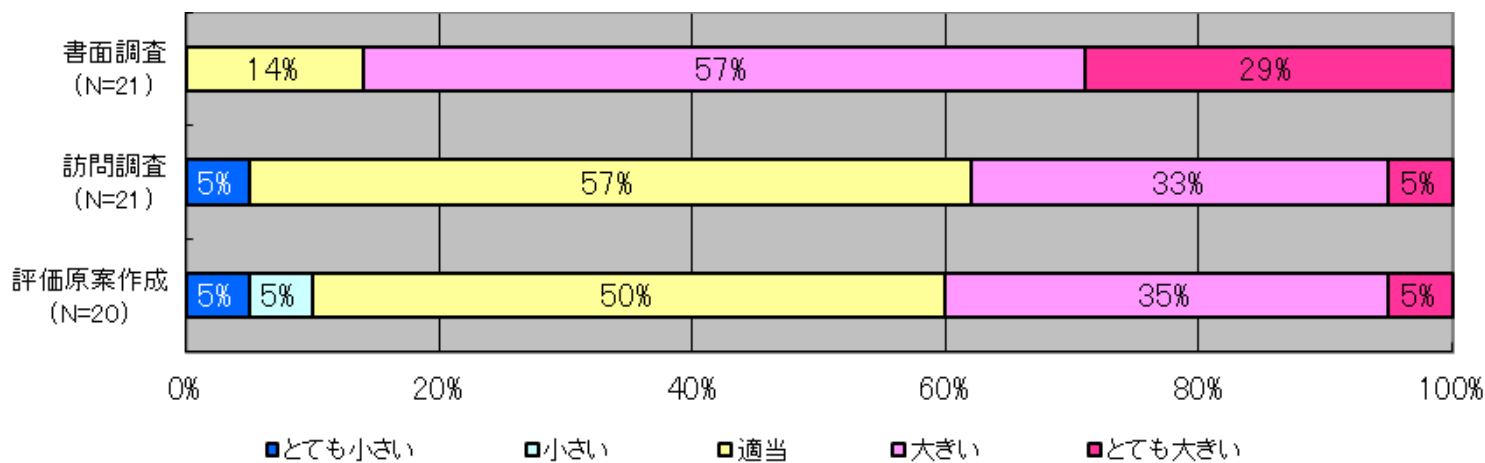
○機構の評価担当者アンケートの項目（7項目、43小項目）：

7. と8. を除き、対象校用とほぼ同じ。

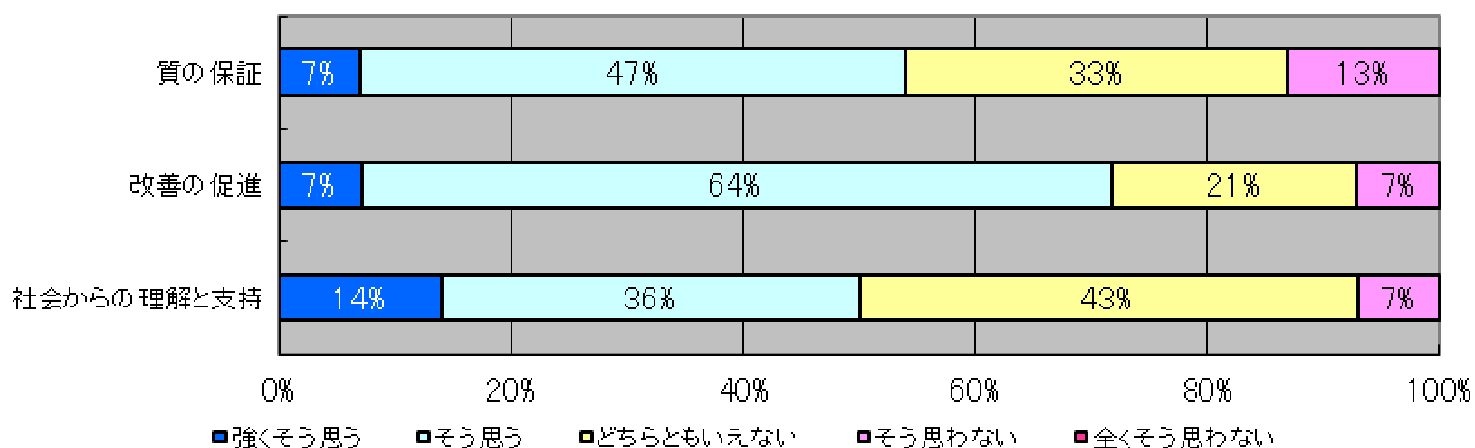
（参考）平成26年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書（平成28年3月）抜粋



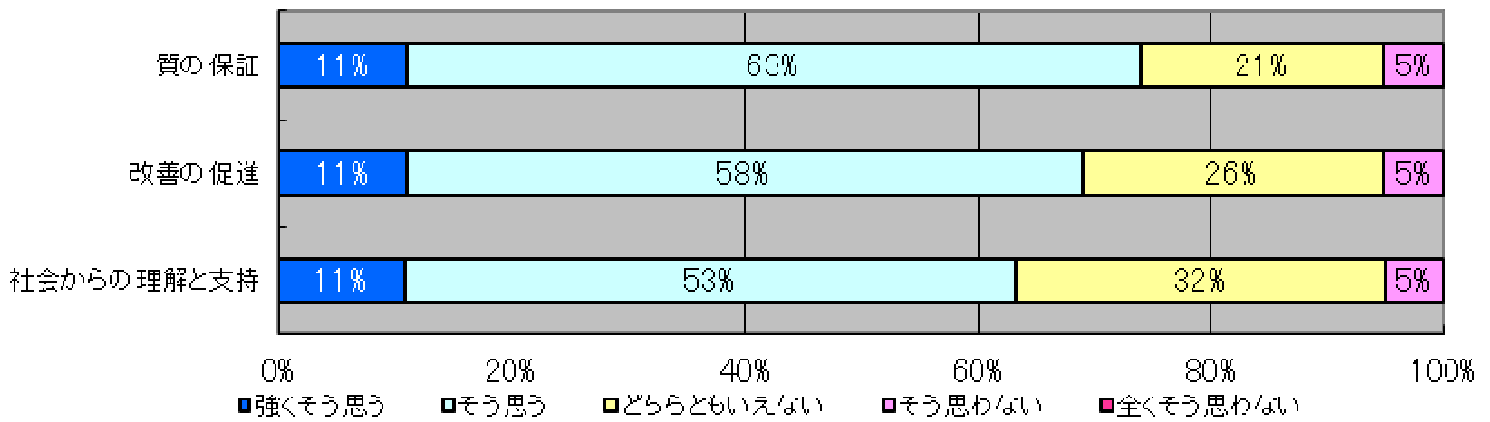
(a) 【対象校】 評価に費やした作業量 (N=15)



(b) 【評価担当者】 評価に費やした作業量 (N=19)



(a) 【対象校】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力) (N=15)



(b) 【評価担当者】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力) (N=19)

## 内容・方法等の見直しWGによる検討

平成30年度から始まる3巡目に向けて、平成27年に「高等専門学校機関別認証評価検討ワーキンググループ（見直しWG）」を立ち上げた。

認証評価実施の効果の確認や問題点等の把握結果等に基づき、平成28年3月の中央教育審議会大学分科会の「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）等を踏まえながら、「**実施大綱**」及び「**評価基準**」の改定案を作成し、パブリックコメントを求めた結果を反映して、平成29年1月に、最終案を確定・公表した。

併せて、認証評価が対象校の負担軽減を図りつつより効果的なものとなるよう「**自己評価実施要項**」（自己評価書様式）を大きく改定した。



# 見直しWGにおける検討の基本的な方向性

1. 国際的な質保証の動向も踏まえて評価内容（評価基準など）を検討する。
2. より効果的な認証評価とするための方策を検討する。
3. 認証評価における専攻科課程の取扱い方について検討する。
4. 学校側の負担の軽減につながるような取組を積極的に進める方向で検討する。
5. 内部質保証システムの確立へ導くような仕組みを検討する。
6. 検討に際しては、ステークホルダーである高等専門学校や産業界などから、適宜、意見を聴取する。



## 3 巡目における主な変更点



## 3 巡目における大綱、基準、要項等の主な変更

### ○「実施大綱」関連の変更：

- ①「重点評価項目」の設定
- ②認証評価による改善を促進する仕組みの導入

### ○「評価基準」関連の変更：

- ③「評価基準の構成」の変更
- ④「重点評価項目」とする観点の指定
- ⑤「観点」の新設・整理・統合

25



### ○「自己評価実施要項」関連の変更：

- ⑥「自己評価書様式」の変更
- ⑦自己評価における第三者評価等の結果の活用

### ○その他の変更

26

## ①重点評価項目の設定

「大綱」において、「教育の内部質保証システム」を基準1として設定し、その「評価の視点」を重点評価項目として位置づけて評価するとともに、その評価結果を段階別に示すことを明記した。これは、本認証評価においては、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム 「大綱」 p2）を重視しており、認証評価の実施を通じてその確立を図ることを目指していることに対応している。

## ②認証評価による改善を促進する仕組みの導入

認証評価をより効果的なものとするため、評価結果において「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項について、次の認証評価を受けるまでの間の任意の年度に、その対応状況の確認を受けることが可能になるフォローアップの仕組みを導入した。これにより、機構は、改善状況が十分であると確認できる場合、その旨を評価結果に追記し、公表することになる。

### ③ 「評価基準の構成」の変更

従来の11基準を組み替え、

「教育の内部質保証システム」（基準1）～「専攻科課程の教育活動の状況」（基準8）の8基準で構成した。

特に、教育活動の活動に関しては準学士課程と専攻科課程を明確に分離し、準学士課程については、

「準学士課程の教育課程・教育方法」（基準5）、

「準学士課程の学生の受入れ」（基準6）、

「準学士課程の学習・教育の成果」（基準7）

の3つの基準とし、専攻科課程については、「専攻科課程の教育活動の状況」（基準8）の1つの基準とした。

### ③ 「評価基準の構成」の変更（続き）

「卒業（修了）の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者受入れに関する方針」のいわゆる「三つの方針」は、内部質保証の起点となる重要なものであることから、準学士課程と専攻科課程のそれぞれに3つの「観点」を設定した。

なお、2巡目まで基準1に置かれていた「学校の目的」については、基準から削除し、分析・評価の実施における前提と位置づけている。ただし、目的の周知、公表については、観点4－3－①に含めている。



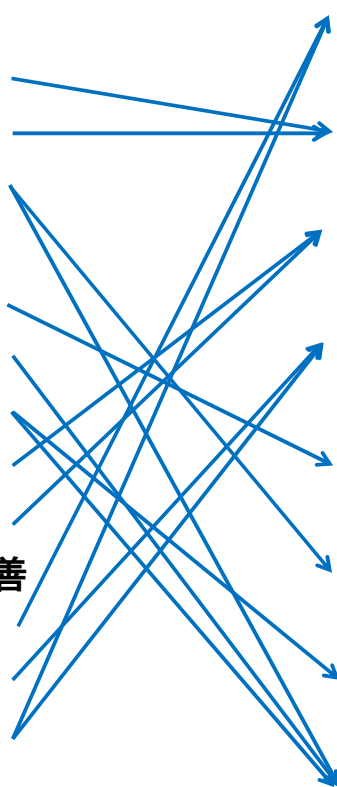
## 3巡目における認証評価基準の構成

### 旧（1，2巡目）

- 1 高等専門学校の目的
- 2 教育組織（実施体制）
- 3 教員及び教育支援者等
- 4 学生の受入
- 5 教育の内容及び方法
  - 準学士課程
  - 専攻科課程
- 6 教育の成果
- 7 学生支援等
- 8 施設・設備
- 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
- 10 財務
- 11 管理運営

### 新（3巡目）

- 1 教育の内部質保証システム
- 2 教育組織及び教員・教育支援者等
- 3 学習環境及び学生支援等
- 4 財務基盤及び管理運営
- 5 準学士課程の教育課程・教育方法
- 6 準学士課程の学生の受入れ
- 7 準学士課程の学習・教育の成果
- 8 専攻科課程の教育活動の状況



## ④重点評価項目とする観点の指定

重点指定項目とする具体的な観点として、基準1の内部質保証システムに係る**観点（1-1-①～④）の4つの観点**を指定し、その評価を**段階別評価**によって実施するものとした。



## ⑤ 「観点」の新設・整理・統合

高等専門学校等に、その職員が高等専門学校等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（**スタッフ・ディベロップメント（SD）**）の機会を設けることなどを求める法令改正に対応して、それに関連する観点（4-2-⑤）を新設した。

その他、対象校アンケートや評価担当者アンケートにおいて類似しているとの指摘が多かった観点については、基準の統合に合わせて整理・統合した。（観点総数は、2巡目の75に対し、3巡目は68）

## ⑥ 「自己評価書様式」の変更

対象校の負担軽減を図るとともに、より効果的な評価の実施を目指して、観点の自己評価に関する自己評価書の様式を、従来の「**自由記述方式**」から自己点検・評価の項目別の「**チェック方式**」に変更した。

また、項目別の自己点検・評価結果の根拠理由に関しては、**根拠資料等の提示のみを主体**とするものとし、根拠資料等の提示のみでは自己評価として十分とは言えない自己点検・評価の項目の場合のみ、**根拠資料に基づく説明を求める**ものとした。

## ※従来の「自由記述方式」：

観点ごとに、「観点到に係る状況」を根拠資料を基に説明したのち、「分析結果とその根拠理由」を記述する方式。

## ※3巡目の「チェック方式」→

## ※チェック方式の詳細は資料3で説明！

【重点評価項目】 観点1-1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されている。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する欄をチェック■）	
以下の自己点検結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 満たしていると判断する <input type="checkbox"/> 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない	◇実施の方針が明示されている規定等
(2) . . .	◇ . . .
(3) . . .	◆ . . .

## ⑥ 「自己評価書様式」の変更（続き）

各基準の自己評価に際して、機構によって設定されている「観点」や「自己点検・評価の項目」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色を反映できるよう、「自己評価書の様式」において各基準の「評価の視点」ごとに、「特記事項」欄を設置した。

なお、この特記事項欄には、**根拠となる資料・データ等を参照する際の留意点等**を記述することもできるものとした。

## ⑦自己評価における第三者評価結果等の利用

基準2の専攻科課程の担当教員に係る観点（観点2-2-②）及び基準8の専攻科課程の教育活動に係る観点（観点8-1-①～⑥）の評価に際しては、**JABEE認定プログラムの認定に係る結果**や**機構による特例適用専攻科の認定に係る結果**を利用できるものとした。

※詳細は資料3で！

## その他の変更

内部質保証システムについては従来から重視してきたが、今回の改正に合わせ、「実施大綱」における**認証評価の目的として**、従来からの「質の保証」、「改善に役立てる」、「社会への公表により広く国民の理解と支持を得る」に加え、「**内部質保証システムの確立・充実を図る**」を明記した。

また、「実施大綱」における**認証評価の基本的な方針として**、従来からの6つの方針に加え、これまで実質的には実施してきた「**高等教育の質保証の国際的動向を踏まえ、高等専門学校における教育の内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を行う**」ことを改めて明記した。

さらに、次回評価の実施時期に対する制限をなくした。（6年後または7年後から、7年以内の任意年度の実施に変更）



選択的評価事項に係る評価の変更：

選択的評価事項Bの「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の名称を「地域貢献活動等の状況」へ変更し、より広い内容を含む事項を評価対象とするようにした。

また、2つの選択的評価事項A、Bの評価に係る観点をPDCAに対応する4つの観点に変更した。



ご静聴、ありがとうございました。